

議案第176号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「静岡市葵区追手町6番2号」を「静岡市駿河区南八幡町10番30号」に改める。

第3条第2項の表中

「

静岡市追手町消防署	静岡市葵区追手町6番2号	葵区の区域のうち静岡市千代田消防署の管轄区域以外の区域	を
-----------	--------------	-----------------------------	---

」

「

静岡市葵消防署	静岡市葵区追手町6番2号	葵区の区域のうち静岡市千代田消防署の管轄区域以外の区域	に、
---------	--------------	-----------------------------	----

」

「

静岡市石田消防署	静岡市駿河区石田三丁目12番35号	駿河区の区域	を
----------	-------------------	--------	---

」

「

静岡市駿河消防署	静岡市駿河区南八幡町10番 30号	駿河区の区域
----------	----------------------	--------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成27年11月24日から施行する。